

# 憲法

■題字は岸信介元総理



● 憲法を改めて  
時代を刷新しよう！

## 第17回 自主憲法制定国民大会報告号

自主憲法制定国民会議・自主憲法期成議員同盟

今の憲法は  
なぜ改正されなければ  
ならないのでしょうか



いまの憲法を改正すべきか否かが、長年にわたり議論されており、皆さまざまご承知のことと思います。ただその際、私たちが残念に思いますのは、とかく私ども改憲（自主憲法制定）派が誤解されがちだということであり、その原因は、左翼陣営の執拗な宣伝に国民が惑わされていること。また、いわゆる護憲派は、「むずかしいことを言わないでも、いまの憲法でともかくやってきたから、このままでよいじゃないか」といった心情論ですみますが、私たちが改憲派は、「なぜ、憲法を改正しなければならないのか」「どこをどう改正するのか」を明らかにしなければならぬために、多少勉強を必要とすることであり、そこで、私たちが改憲派が、決して護憲派の宣伝するようなものではなく、合理的運動であることを明らかにするべく、この小冊子を上梓した次第であります。

自主憲法期成議員同盟 編  
自主憲法制定国民会議

¥300  
〒70

御注文は 自主憲法制定国民会議事務局へ 振替東京 6-22879



▲熱弁をふるう岸 信介会長。



▲万歳三唱の音頭をとる八木理事長。



▲壇上向かって左、主催側役員。



▲自民党は立党の精神にもどれと説く岸会長。



▲壇上向かって右、シンポジウム諸講師と各界からの来賓。

- 一、開会の辞 自主憲法制定国民会議副会長 池田 清志……………①
- 二、国歌斉唱（二回、天皇陛下御在位六十年を奉祝して）
- 三、会長挨拶 自主憲法期成議員同盟 会長 岸 信介……………②  
自主憲法制定国民会議
- 四、自由民主党 自由民主党幹事長代理、元防衛、 宇野 宗佑……………⑥  
代表挨拶 科技、行管、通産各国务大臣
- 五、来賓紹介、激励電報披露
- 六、シンポジウム「憲法を改めて、時代を刷新しよう！」……………⑨  
政治評論家 細川隆一郎  
京都大学教授 勝田吉太郎  
弁護士、評論家 佐藤 欣子  
女優 岸 ユキ  
小泉 政幸……………⑫  
大会実行委員 廣瀬 榮一……………⑮  
大会運営委員 八木 一郎……………⑳
- 七、大会決議 自主憲法制定国民会議理事長  
自主憲法期成議員同盟常任理事
- 八、閉会の辞
- 九、万歳三唱



開会にさきだつて国歌斉唱



●開会の辞

国民に理解を訴え 改憲派議員を獲得しよう！

元衆議院議員 自主憲法制定国民会議副会長

池田 清志

ご参会の皆様方のご協力により、自主憲法実現のこの国民大会を、かくも盛会裡に推進できますことは、誠におめでたい限りでございます。心から感謝を申し上げます。（拍手）

ご承知のように、現行憲法はマッカーサーが横文字の草案を押し付け、それを拒む実力のなかった日本政府が、ほとんど無修正のまま受諾をいたしましたものです。したがって、この憲法はわが国の国体と伝統を無視しておる、日本国民の自由意志によるものではない、ということから、帝国議会の審議の途中におきましても反対論が出た。改正すべきであるという議論もありました。採決に際し、わざわざ反対投票をした政党の議員もあつたではありませんか。（拍手）

かく考えますと、この日本国憲法は誕生の時から改められるべき宿命を背負つておるんです。その改正の機運は国民の間において、国会議員の間において、大いに高まって参りま

した。その機運をさらに伸ばし憲法を改正しなければなりません。いうまでもなく憲法に定められた、国会における衆参各議院総議員の三分の二以上の賛成で国会が発議し、国民の承認を得るといふ、改正の規定に従つて実行すべきであります。国民の承認は得られると確信しておりますが、問題は国会の中の努力です。改憲を主張しているのは自由民主党だけで、その他はいずれも護憲政党です。その勢力はまさに伯仲で、これではいけません。国民の皆さんの清き一票によって、改憲を志向する議員を国会に出して、三分の二の勢力にして頂きたい。そうすれば、ただちに憲法改正は実現できるのでございます。（拍手）この事を、私はこの大会を通して国民の皆さんに是非お願いしたい。（拍手）あわせて、本日の意義のあるこの大会におきましても、有終の美を飾れますよう、ご協力をお願いして開会の辞といたします。（拍手）



●会長挨拶

## 自由民主党は 立党の精神にもどれ！

自主憲法制定国民会議 会長  
自主憲法期成議員同盟

岸 信 介

本日ここに第十七回自主憲法制定国民大会を開催いたしましたところ、かくも多数の方々にご参集を頂き、自主憲法制定に燃える皆様の真心に、深く感銘を覚える次第でございます。(拍手)

今年天皇陛下ご在位六十年の奉祝の年にあたり、先日の政府主催の式典につき、本日はまた、皆様と共に、天皇、皇后両陛下のご長寿とご健康を、心から寿ぐことができましたことは、われわれ国民にとって誠に喜びに堪えません。(拍手)

さて、わが国は経済大国として、世界に大きな影響を持つようになりました。われわれは与えられた自由と平和の下で、未だかつて経験したことのない豊かさと繁栄を謳歌いたしております。しかし、この繁栄が永久に持続できるという保障は、どこにもありません。それどころか、このままではわが国の

繁栄も今が絶頂期であり、やがて衰退に向かうのではないかと危ぶまれておるのであります。国内的には校内暴力、いじめ等に代表される教育の荒廃や、異状事件の続発に見られる精神の退廃があり、国際的には著しい経済摩擦や予断を許さぬ軍事情勢等々、すみやかに、かつ着実に対処すべき難題が山積しております。そして、国家民族の現在及び将来を考え、事に当たろうとする時にしばしば障害になるのが現行憲法との関係であります。(拍手)

今や、制定以来約四十年の間、そのままにしてきた現憲法を、国柄や時代の進運に即して見直し、もって時代を刷新し、民心を一新して国家民族に新しい活力を生み出すために、ぜひとも世直しをしなければなりません。(拍手) 子供は大きくなれば、小さくなった着物は脱いで、体に合った着物を身につけます。日本は東洋のスイスたれと言われて、占領下にマッカーサー総司令官から与えられた十二歳の時の着物を、四十年もたった今、まだ着ていようというのですから、これでは体に合わないのも当然であります。(拍手) 国民は常に日進月歩を求めておりますし、昔の百年が今の十年にもみたくないと言われるほど、時代は刻々と進んでおります。それに対して、法律というものは作られた時点で静止しておるのですから、年月の経過と共に、時代と法との間にギャップが生ずるのは、必然的に避けられないことと申さねばなりません。そこで時代に合わせ、法を改正することが必要になってくるのであります。ことに憲法は国の基本法であり、また現憲法は国際法に反して占領下に作られたという点で、その制定手続きに問題があるばかりか、前にふれましたように、四十年間も改正しなかったのですから、時代に合わないところが沢山できております。現実と法とのギャップを知りながら、護憲護憲と唱えている共産党や社会党は、もし彼等が多数を制すれば、現憲法を自分たちに都合のよいよう、ただちに変わるこ

とは明らかであります。これほどの欺瞞がありませんか。(拍手)

皆さん、われわれの主張と比べて、どちらが正しく、どちらが国民のためになるか、よく真実を見極めて頂きたいと思えます。

それから、自由民主党の諸君にも、ひとこと苦言を呈しておきます。

自民党の議員の中には、自主憲法制定が自由民主党の立党の精神であり、党是である。したがって自民党は改憲政党であるということを忘れている人がいるということでもあります。企業や団体に設立の目的があるように、党にも立党の精神があります。若い議員諸君も、党の成り立ちや憲法のことを、もう一度真剣に勉強してもらいたいのであります。(拍手)

また、中には自主憲法の制定が必要であり、立党の精神であることを承知していても、憲法第九十六条が、憲法改正には衆参各院議員の三分の二以上の賛成の下に、国会がこれを発議する旨、定めていることから、現在の与党の議員の数では不可能であるとして熱意を示さぬ人があります。全議員が改憲の必要なことを日常活動として、平素から選挙民に訴えつづけるならば、やがて国民多数の理解と協力が得られることは間違いありません。(拍手)

憲法改正の話をする票が減る、という人もありますが、改憲に関する日常活動をおろそかにしておいて、急に一度や二度言っただけは、かえって野党に乗ぜられることとなるのであります。憲法改正一筋で堂々と当選している議員のあることを、ぜひ注目して頂きたいのであります。(拍手)

政治家は単に目先の問題にとらわれることなく、常に国家的、国際的視野に立ち、現実を踏まえ、高い理想を持って政治を行うことが必要であり、そこに政治家としての意義があるのであります。

皆さん、いかなる選挙の時においても、われわれの宿願とする憲法改正を支持し、推進する候補者に投票して、一人でも多く改憲議員を当選させ、議会に送って頂きたいと思えます。(拍手)

この大会も、今回で十七回になります。いったいあと何回やらなければいけないのでしょうか。

私の目の黒いうちに、自主憲法の制定は実現できないものでしょうか。国家・民族あつての憲法であり、憲法のために国家や民族があるのでありません。(拍手) 改憲がさきか、国家の滅亡がさきか、国

民はいずれを選ぼうとするのでしょうか。われわれは立派な歴史・伝統・文化を祖先から受け継いで来ました。"和"を尊び、美しい、しかも強靱な日本精神も、あわせて祖先から受け継いで来たのであります。

われわれは世界から孤立しては、片時も生きて行けません。国際協調を旨としながらも、厳然と国際社会に伍して行くことが肝要であります。

皆さん、今後いっそう、強固なる意志と団結をもって、われわれの目指す自主憲法を一日も早く実現し、戦後の総決算を行い、わが国家・民族のために、ひいては人類の幸福のために、ますます努力しようではありませんか。(拍手)





●自由民主党代表挨拶

## 平和主義、民主主義を 守りつつ憲法改正を!

自由民主党幹事長代理、元防衛、  
科技、行管、通産各国务大臣

宇野宗佑

謹んで第十七回の大会をお喜び申し上げ、また、参会者の皆様方の憲法改正に対するご熱意とご努力に対しまして、党を代表し、謝意と敬意を表するものでございます。(拍手)

昨年の自民党三十周年記念式典の時に、わが党は新しい綱領を採用いたしました。その中にも自主憲法制定は高々と謳いあげられておりましたし、ひきつづいて今年の一月の党大会におきましても、宣言ならびに運動方針にそのことを盛りこんでおります。しかし、岸先生がただ今ご指摘になられた衆参各三分の二という議席を得るために、さらに私たちは努力をいたさなければなりません。何卒、皆様方の一層のご鞭撻のほどを、心よりお願い申し上げます。

さて、わが党は憲法調査会を作りまして、あらゆる角度からこの問題を検討して参りましたが、今日ただ今の憲法における民主主義、平和主義を守り、基本的人權を尊重するとい

うことについては、全く異論のないところでございます。また、憲法を改正して、陛下のお力を明治憲法の昔に戻すとか、あるいは家族制度を崩壊させるとか、あるいは徴兵制度を布くとか、そういうことは一切考えておりません。ところが、

そうした事について意見を發表しましたが、国民の耳にはなかなか入らないわけでありました。したがって、改憲といえど、何か悪いことでもあるような、誤った思想が根強くはびこっていることに対して、われわれはさらに一層、その蒙を啓くよう努力しなければならぬと思っております。(拍手)

本日はこの『帝国憲法改正案議事録』という本を持って参りました。これには憲法制定当時における、枢密院のことがくわしく書かれております。先年アメリカは、占領当時の文書を公開いたしました。その中には、憲法改正問題に関する経緯がふくまれていたことは申すまでもありません。そして、

当日の衆議院における審議の様子は詳細に発表されたのであります。が、枢密院に関してはまだ非公開のままだったのであります。そこで、自民党として、枢密院における審議についてまとめたのがこの本でございます。マッカーサー司令部から押し付けてきた憲法につき、一体どのような審議が行われたかが、詳細に記録されているのですから、まことに貴重な資料であると申せましょう。

ご承知の通り、この枢密院におきましては、文字通りケンケンガクガクの議論がなされました。天皇制はどうなるのだろう、象徴という言葉は、それでいいのだろうか、また、二院制についても、一院制についても、さまざまな角度からの議論が交わされております。いま思い返してみても、当時は本当に大変だったのだなあと、先輩のご苦労がしみじみ偲ばれるわけでございます。枢密院の方々の思い出によりまして、憲法についてもいろいろな議論をしたかったが、東京は焼野原でこれという資料が手に入らず、残念だったということが書かれております。あるいは、帝国議会における審議の最中には、当時の社会党のある議員が、「憲法は源氏物語の法律版なり。泣くがごとく、咽ぶがごとく、じょうじょう 嫺嫺たる表現によって満たされておる。実にけしからん」と、こういうような極端な形容さなされておるのでございます。

すでにご承知のように、マッカーサー司令部において作られました憲法草案は、ホイットニー准将を中心とする僅かな

スタッフによって、たった一週間であわただしく作られたものであります。この一週間で作られた憲法を戦後四十年間にわたって、私達は遵守をして参りましたけれど、そうしたことを考えますと、やはりいくつかの問題に關しましては、いさぎよく改正をしなければならぬ。われわれ自由民主党は、それを党是としていたしております。(拍手)

先般の予算委員会におきましては、共産党のある議員が、天皇陛下ご在位六十年記念祝典に關し、それを内閣がとり行うことについての疑義を質問いたしました。共産党からすれば天皇制反対、天皇制打倒であります。総理大臣はそれに対して、立憲君主であられた当時の天皇陛下のお考え、また、今日の陛下のお考えを諄々として説き来り、説き去り、議場を圧倒されました。私達は素晴らしい総理のお言葉を、重大問題が山積している国会における、まさに白眉の答弁であると感ぜながら傾聴いたしておりましたが、そういう意味合いにおきましても、憲法問題に關しましては、常に議論をつくしていかなければならないと、あらためて痛感している次第であります。今や戦後四十年、私達は世界百六十九カ国の中の、第二番目の国となりました。四十年前には、私達はアメリカのGNPの僅か二十分の一であったことはご存知の通りです。二十年たった時、東京においてオリンピック大会が開かれました。九十八カ国の青年諸君が、天皇陛下の前で行進をしてくれました。その時に私達のGNPは、アメリカ

の十分の一に迫っております。そして昨年、四十年たった時の私達のGNPは、アメリカの二分の一になったのでございます。いうまでもなく、GNPは国民の人口も大きな要件をなしておりますから、それから考えますと、日本は一億、アメリカの人口は二億、すでに私達の国民所得はアメリカの八割、九割に迫ったわけでありませぬ。(拍手)

よくぞここまで成長したものであると、お互いに肩を叩き合いながら努力をほめたたえなければなりません。その反面において、今日の風潮は精神より物を重んずる、公(おおよけ)より私を重んずる、といった風潮が国家の一部にあることは、はなはだ憂慮にたえないところであります。そうした面から私達は憲法をもう一度見直し、その改正について説き起こさなければなりません。(拍手)

私は、岸先生がおおせられました通り、政治家として事あるたびに憲法問題を取り上げ、国民の皆様方にお訴え申し上げております。たとえば憲法二十九条には「財産権は、これを侵してはならない」と書いてある。これによって、わが国は私有財産の国家であって、社会主義の国家ではない。このことを、われわれは明確にしておかなければなりません。その第二項を見ますと、「財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める」と書いてある。つまり、公共の福祉の方が、われわれの私権よりも、いささか優先しておるわけでありませぬ。しかしながら、公共の福祉とは何で

ありませう。われわれ自由民主党が政権を担当している以上、公共の福祉とは、幼稚園を作ること、小学校を作ること、村の道を作ること、高速道路を作ること、そのような公共事業であるということの説明し得るかも知れませんが、ある日突如として、何んらかの政党がこの憲法の下において政権を握った時に、あなたの田や畑を国が所有することが公共の福祉であると言われたならば、一体全体どうするのであろうか。公共の福祉という大切な事柄ひとつにしても、その内容に関しては国会において統一見解がまとめられておりませぬ。したがって、時と場合には基本的人権の尊重といながらも、ある場合は公共の福祉によって、その基本的人権が侵されるケースもなきにしもあらずでございます。(拍手)

私はこういふ身近な問題からも、今日の憲法に関しまして、もっともっと議論を進め、やはり自分の体に合わないところは改正すべきであらうと考えておるのであります。(拍手) また、憲法改正の目指すところは、世界第二番目の国民として、今後いかに人類の福祉、世界の平和に貢献するか、ということでもあります。(拍手) そうしたことを、強く主張しながら、今後一層の努力をつづけて行きたいと存ずる次第でございます。(拍手)

今後ますます自由民主党にご声援あらんことを、衷心よりお願いを申し上げます、本日のお祝いの言葉に代えさせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

## ●シンポジウム 「憲法を改めて、時代を刷新しよう！」



### ■講師

(発言順)

細川隆一郎 (政治評論家)

元毎日新聞編集局長、評論家として執筆、テレビ・ラジオで大活躍中。

勝田吉太郎 (京都大学教授)

政治・思想評論家としても活躍され、著述、論壇で重きをなしている。

佐藤 欣子 (弁護士、評論家)

法律問題ばかりでなく、家庭・教育・女性・消費者問題などで活躍中。

岸 ユキ (女優)

西野バレエ団に属し、絵をよくし、歌手・テレビタレントとして活躍。

### 司会

竹花 光範 (駒沢大学教授)



竹花（司会）初めに四名の講師の先生方に、それぞれ十分から十五分程度のお話を頂きまして、それから共通の論点を引き出して議論を進めて参りたいと存じます。

それにつけても、司会者として先生方にお願いをしておきたいことがあります。もし出来ずならば、お話の中で次の二点にふれて頂けると有難いなと思っております。まず第一点は、われわれは憲法を改めて時代を刷新しよう、というスローガンの下に運動を進めているわけですが、現実を見てみますと憲法の改正がなかなか困難である。なぜ、そういうことになっているのかという点についてでございます。

ちなみに申し上げますと、自主憲法期成議員同盟ならびに国民会議では、パンフレット等で随分PRをしているのですが、けれども、多くの国民の方に、思うようには理解して頂けない点がある。それはどういうことかと申しますと、諸外国では非常に頻りに憲法の改正をやっているわけですね。たとえば同じ敗戦国である西ドイツの場合は、一九四九年に今のボン基本法と称する憲法を作りまして、それから今日に至るまでの間に、実に三十四回という部分改正をやっている。ほと

んど年一回というようなペースです。イタリアの場合をみましても、一九四七年に今の憲法が出来て以来、今日までに五回で、こちらは十年に一回ぐらいの改正ペースです。ですから多い国家は年一回、少ない国家でも十年に一回ぐらいのペースで憲法を改めていかないと、時代の進展に憲法がついていけないということだろうと思っております。ところが、なぜかわが国の場合は、戦後四十年たつというのに一回も改正されていないし、改正のムードも一向に盛り上がってこない。その辺について、お考えになっていられることがあれば、ぜひお聞かせを頂きたいということですが。

もう一点は、本日お手もとに差し上げた、『今の憲法は、なぜ改正されなければならないのでしょうか』という、最近発行されたパンフレットについて、お感じになられていることを、この機会にお話し頂けたらと存じます。まず最初に岸ユキさんにお願いたしましょう。（拍手）

岸 私は憲法のむつかしいことはよくわかりませんが、今の世の中、ちょっとおかしいなということは日頃感じているわけで、そのあたりのこととか、父からいろいろ学んだことなどを、お話しさせて頂きたいと思っております。

父はもうそろそろ八十歳になる絵描きでございますが、六人姉妹の末子に生まれた私にとって、母が早く他界したというところもありまして、その父から受けた影響というのが非常に大きかった。小さい頃はアトリエにモデルさんが来まして、

父と一緒にデッサンをするんですが、父は私の絵を見て、いつも「おもしろい絵やなあ」と言ってくれるのです。関西弁の「おもしろい」という言葉には、非常に芸術的でいい絵だなあという意味もあるし、下手やなあという意味もあったと思うんですが、とても余韻のある言葉で、大らかな父の目が私をつつんでくれていたおかげで、私は絵の好きな女の子に育ったのだと思うのです。そんな中で、父がいつも申したことは、自由というのは、最高の不自由の中から生まれるんだよ、というところでございます。たとえば絵で申しますと、ただ自由気ままにグチャグチャの絵をパッと描いて、これが私の芸術だといっても駄目なんです。素晴らしい芸術品を生み出すためには、基本を踏んで、デッサンを勉強し、血の出るような訓練を積み重ねなければならぬ。つまり、最高の不自由をつき抜けて、初めて自由なタッチが得られ、それが芸術性につながるんだというんですね。そういうことは、人間の生

活全般についても言える真理なのではないでしょうか。

とにかく自分だけの自由は、わがままの他の何ものでもございませぬ。責任ある自由から、本当の自由が生ま

れてくるので、それを人間としてのルールに置きかえますと、まず他人を尊重するということから、すべては始まると思っています。親は子を、子は親を思うのはもとよりですが、隣人を愛し、理解し合い、尊敬し合う。それが国民が国を愛し、祖国を誇りに思うところまで、おのずと通じてくるんじゃないでしょうか。（拍手）

些細なことかも知れませんが、一人一人が良い習慣を身につけるといことが、どんなに大切かということ、近ごろしみじみ感じております。人に会ったら挨拶をする。何かしらもらったら感謝の心を持って「ありがとう」と言う。そういう些細なことの積み重ねが大切なような気がいたします。

私の身近なことではテレビの番組作りがございしますが、たとえば取材でお世話になった方に対して、テレビに出してあげているんだという気持ちでは絶対に駄目です。やはりご協力頂いて、本当にありがとうございましたと、感謝の気持ちで臨むことが大切だと思うんですね。（拍手）

昨今は教育の面でも、子供は勝手な行動をする、先生は責任逃ればかり。親は子供の不始末を他人のせいにするという。そういうことは本当に悲しいことだと、いつも感じています。権利ばかり主張して、つくすべき義務を忘れていくから、世の中が乱れてくると思うんですね。（拍手）

竹花（司会）おっしゃるように、本当の自由を見失っているところにも、権利ばかりを主張する憲法の大きな問題点の



一つがあるのではないかと思います。さきほど宇野先生が公共の福祉という制約があるんだと申されましたが、公共の福祉というのは非常に幅の広い概念でありまして、これをあまり広く解釈しますと、あらゆる自由が圧殺されてしまうことにもなりかねませんし、今日のように、これを非常に狭く考えてしまいますと、自由が乱用されるということにもなってくると思います。ありがとうございます。(拍手)

では、次は細川隆一郎先生にお願いいたします。

細川 初めに申し上げておきますが、私は放談しか出来な  
いんです。(笑い)お集まりの方は、憲法の内容について、ど  
こが悪くてどこがいいか、全部ご存知だと思います。ですが  
ら内容にはふれません。私は昭和十七年に新聞記者になって、  
戦争に三年行って二十年八月に政治部記者に復職しましたか  
ら、憲法成立の過程はよく分かっています。それをいちいち  
説明すると時間がかかります。これは、全部書き直さなきゃ、  
駄目なんです。(拍手)よく知りませんが、昔ハーグという  
ところで平和会議があり、占領軍は敗けた国の憲法を改正して  
はいけないという、いわゆる陸戦法規が結ばれたはずで  
す。ですから、ドイツは占領されても憲法を押し付けられるこ  
とは拒否した。占領軍が置いていったのはボン基本法というや  
つです。それをもとに自分で憲法を作りました。日本の場合  
は占領軍も国際条約に違反したが、日本人は政治家が阿呆  
だったから、ドイツのようにうまくはいかなかったわけです。

つつ、時代の変遷に即して現行憲法の改正につき検討を進め  
る、というわけです。だから、検討はするんです。検討はす  
るんですが、改正はするかどうか分からない。検討の結果、  
改正は現状からは出来ないからやめようとか、いうことだっ  
てあるでしょう。これで立党の精神はなくなってしまう  
自民党は護憲政党になったと言われても仕方がない。これ  
は改正は出来ません。(拍手)

ところがですね、今日渡された資料の中に、自主憲法期成  
議員同盟に加盟している現職議員は二百五十六名、これだけ  
の人数がいて出来ないのは、やろうとしないからです。自民  
党は総裁選挙の時には、百万とかいう党員を集めるんですか  
ら、あの連中が大合唱をやればいいんです。ところが、あれ  
は総裁になるために集めているんで、憲法改正をやるために  
集めているわけじゃない。だから総裁の選び方をまず変えて、  
そしていろいろ改革をしていかないと、憲法改正はとも出



来ない。私の見るとこ  
ろ、ただ名前を連ねて  
いるだけで、本当にや  
ろうとなさったのは岸  
先生だけです。(拍手)  
ところが、あの時は安  
保改訂だけで終わって  
しまった。

いまさら繰り言をならべても仕様がなくて、内容について  
はもう全部やり直したいのだが、それが出来ない。どうして  
改憲できないか？ 簡単なことです。改憲しようとしな  
いから出来ないんです。(笑い・拍手)それは、こういうことな  
んです。戦後、十何人の総理大臣が輩出しましたが、憲法改  
正を考えていたのは、吉田さんと、ここにいらっしやる岸先  
生と、このお二人だけじゃないんですか？(拍手)

中曽根さんは口で言っているだけでやらないんです。(拍  
手)私は、自民党はもうつぶれて、自民党じゃなくなってい  
ると思っています。何故か。理由は簡単なんです。昭和三十  
年に保守合同が出来ました。これは岸先生が民主党の幹事長  
の時だったかと思いますが、大変なエネルギーでいろいろな  
障害を排除して、保守合同を実現させた。その目的の一つに、  
憲法改正がありました。立憲時に制定された党の政綱を見  
ると、現行憲法の自主的改正を図り、また、占領諸法制を再  
検討し、国情に即して改廃を行うとある。そのために自由民  
主党が生まれたのです。ところが、三十年たった今日、去年  
の党大会の決定を見ると、あるように書いてはあるが、政綱  
からははずれて、党の基本姿勢に移ってしまいました。その基本  
姿勢は八項目から出来ているんで、私は八軒長屋と呼んで  
す。その七軒目にこう書いてある。わが党は自主憲法の制定  
すなわち憲法の自主的改正を立憲以来の党是としている。今  
後とも平和主義、民主主義、基本的人権尊重の原則を堅持し

じゃ、一体どうしたらいいか。岸信介先生が総裁になって  
頂く以外にはない。(拍手)ニューリーダーの人達も、憲法を  
改正しなければならぬことは分かっています。ただ、やる  
か、やらんかそれだけなんです。自民党としては、さきほど  
宇野さんが決意表明をされた。その決意表明は、ぜひ行動に  
移してもらいたい。ところが、いつでも行動にはならないん  
です。こんなことでは、憲法改正はなかなかできません。

もう一つはマスコミです。今日の社説なんです。朝日新  
聞というのは何を書いているのかなあ、これは。(拍手)女性  
と長寿と憲法。バカじゃないか。(拍手)朝日新聞は親ノ反米  
ですからね。ゴルバチョフが一番好きな新聞です。(拍手)た  
だし、朝日新聞のいい面もありますよ。運動欄とテレビ、ラ  
ジオ欄。(笑い・拍手)つぎは私の出た毎日新聞。これは私が  
昭和四十八年に辞めた時から悪くなった。(笑い)その毎日  
新聞も今日はバカなことを書いています。国家機密法の国会  
提出とか、閣僚の靖国神社への公式参拝とか、憲法の規定や  
精神から見て、とうてい肯定出来ないことが起きている、な  
どとね。では訊くけれど、国家機密を作っちゃいけないんで  
すか。毎日新聞の編集局に入る時には、とてもうるさい。編  
集局には秘密があるんです。国には秘密がないのかと訊きた  
い。(拍手)靖国神社に公式参拝はいけないと言う。吉田総理  
は公式参拝をされたそうですね、堂々と。(拍手)中曽根さん  
も、もう少ししっかりしてもらいたい。いいことは言っても、

挙動不審じゃ駄目ですよ。それから東京新聞。三十九歳の憲法記念日、平和憲法理念の実現には、まだ迷いが多いとききた。平和憲法なんていう言葉はないでしょう。憲法をしっかりと、国防をしっかりと、国家が平和なんである。(拍手)だから、朝日、毎日、東京新聞は何を考えているのか分からん。こういうのが売れているから、国民の意識が憲法改正論に行かないんです。では、どこがいいかといえ、さしあたり読売からいきましょう。これは身近な憲法問題を見つめようということで、議員定数の問題とか、教科書、政教分離、自衛隊などと憲法問題のからみを考えてというのですから、朝日新聞などよりはいい。(拍手)サンケイは、若者達の憲法論議を望むと書いてある。そして、論文を募集したら第一位は二十一歳の大学生、佳作も同じ歳の大学生だった。若者も憲法についてはいろいろ考えておる。論議を望むということは、今の憲法がよくないから論議しようというわけですから、サンケイもよろしい。(拍手)もう一つ、世界日報。世界日報は「憲法の書き直しを」という論点で書いています。投書欄にも同じ趣旨のが載っています。だから、いいのは世界日報、サンケイ、読売。(拍手)

竹花(司会)今のご発言については、私がまとめる必要もないと思いますが、自民党にとにかくやる気がないのが、憲法改正のできない第一の原因。二番目はマスコミが悪い、ということですね。しかし、そういうことを許しているのが、

念ながらわが国なんだと。そんな気がするんです。(拍手)

次は佐藤欣子先生にお願いしましょう。(拍手)

佐藤 私が、このシンポジウムに参加させて頂きます時に、あなたは改憲論者ですかといわれました。そこで、私は改憲論者というよりは、むしろ新憲法制定論者だと申し上げたわけでございます。(拍手)と、申しますのは、今の憲法が私生児であるとか、生まれるべきではなかったとか言われていることについて、いくら可哀想なところがある。なんといっても、それなりに四十年間生きてきて、いいこともしたんだというのが、一般国民の気持ちではないかと思うわけでございます。

たしかに明治以来百年にわたる日本の近代というのは、本当に激動の時代でございました。その時代の中を、日本人はさまざまな困難と戦いながら生きてきたのでございます。そして、敗戦というのは筆舌につくしがたい不幸な事態でした。



私も天皇陛下ご在位六十年の式典に参列させて頂いたとき、昭和の六十年間を四十五分に圧縮したような、簡素でしかも感動的な式典に涙がこぼれました。そこに、私たち日本民族

実はわれわれなんだろうから、われわれが自覚して、そういうことを許さないようにしなければと思います。

それから冒頭に言われたことですが、日本国憲法の成立はハーグの陸戦法規に違反しているんじゃないかという疑いが多分にあります。ハーグの陸戦法規には、占領者は占領地の法制を尊重しなければならぬ。特別の事由がなければ、改めてはいかんといい趣旨の規定があるんです。これは国際法違反ということですね。ドイツの憲法についてもふれられましたが、ドイツの現行憲法は正式な名称がドイツ連邦共和国基本法で、憲法という名称ではない。日本は負けつづりがいいと申しますが、言われる通り憲法という名称のものを作ってしまいました。ドイツはそれを拒否して基本法を作った。通称ボン基本法です。一九五四年にドイツ条約で独立を回復した後はしばしば改正して、三十四回も改めています。初めはボン基本法に国防に関する規定はなかったのが、五十四年と五十六年でした。二度の大改正で国防軍創設の規定を挿入しました。そんな風にして、改正を何度かやるうちに立派に連邦共和国の憲法と言えるような内容になってきたんです。ところが、日本国憲法は占領軍にもらったままで、独立回復後も全く改めていない。だから、憲法という名称だけれども、内容は占領基本法じゃないかと、私は考えています。(拍手)つまり、占領軍がわが国を占領統治するための基本法なんだと。それを押し付けられ放しにしているのが、残

の歴史があるからで、私たちは歴史を軽々しく否定してはいけないと思います。日本の近代というものは、いろいろな、あり余まるものの中からやってきたわけではない。それどころか、世界史の上では非常に遅れて登場した、貧しい後進国が日本でございました。島国のために、世界の状況も何も分からぬような国が、どうにか頑張って、世界でも冠たる高度成長を遂げ、名誉ある地位を自らの手でかちとってきた。そういう日本人の歴史でございます。(拍手)

式典の際の陛下のお言葉の中に、「自分が在位六十年を考えると、今なお胸を苦しめるものは戦争である」という意味のことがございましたが、私は本当にそうだと思います。それは、日本人すべてに分け与えられた経験でございます。その母親も、戦後食べる物もない時代に結核でなくなりました。戦後の混乱、窮乏の時代を考えますと、日本人に暗い影を投げかけた敗戦の中から、占領軍によって作られ、それを翻訳して公布された憲法というものにも苦い思いを持つわけでございますが、しかし、現在のような、豊かで民主的な日本を作りあげた憲法のメリットを性急に否定するものではない。否定はいたしませんけれど、戦後四十年の現在になってみますと、これまでの憲法は正に改正されねばならないということとを、二つの点からつくづく考えるわけでございます。

その第一点は、日本の憲法改正は国内的にも国際的にも要請されているということで、それをかいつまんで申し上げます。

すと、アメリカに次ぐGNPを持った経済大国になった今は、それにつれて日本の国際的な責任が大きくなったということです。ところが現在の憲法では、その要請にふさわしくありません。また、国際情勢の変化も考える必要がある。現行憲法のままでもいいじゃないかとおっしゃる方は、今までの日本の平和、安全が、何によって保たれてきたかということについて、本当に厳粛な認識を持たれていないと思います。日本の平和は、日本人が守ってきたのではなく、アメリカによって守られてきたのです。その意味では、日本という国は正に半国家でございました。ですから、現在の憲法の下では、外国から侵略を受けた場合、緊急事態に対処するための規定がありません。半国家であることを、それが最もよく象徴しているわけでございます。日本の平和と安全を守ってくれたのは憲法第九条だなどというのは、とんでもない幻想です。日本を侵略しようとする国が、日本の憲法を守ってくれるはずがないじゃありませんか。(拍手) 東と西の対立、あるいは南北の対立というものは断固として存在しているわけでございます。私どもが日本の憲法を認めた時は敗戦の渦中でしたから、日本が悪いことをしたからこういう目にあつたので、外国は平和と公正を愛する立派な国だと錯覚したわけでございます。つまり、日本は侵略されることはない、いつでも平和なんだと思っていたのですけれども、現在のように、日本海にソ連の潜水艦が出没することになれば、さすがの

日本人もこれは大変だと思う。しかも米ソの軍事バランスは大きく崩れ、核でも通常兵器でもソ連の方が優勢になってしまっているのですから。そこで、今では日本人の七、八十パーセントが、日本は侵略されるかも知れないと考えるようになりまして。では、侵略されたらどうするか？ ところが現憲法の問題点ですけれど、日本人の四割は逃げるといいます。逃げると言ったら海しかありませんから、ボートが嵐でひっくり返ってしまうのがオチでございます。次に、一切抵抗しないというのが十五パーセント。要するに過半数の日本人は逃げ出すか、抵抗しないかのどっちかである。武力に頼らずに抵抗するか、精神的に屈服しないとかいうのは二十パーセントです。これが日本人の意識構造ですから、小学校の卒業式に日の丸の旗を掲げるのは反対だ、君が代も歌わせないという日本人があとをたたない。こんな国が、いったい世界のどこにあるでしょう。(拍手) こんなバカなことを許しているいいんだらうか？ これが第一の問題です。(拍手)

日本人が戦争放棄を誓うのは結構ですけども、よその国も同じだと思っていたら間違いです。よその国は戦うことを誓っているのです。で、私は「いじめっ子問題」学校暴力問題」を見るたびに思うんですが、いじめや暴力がいけないなら、どうしたらそれを防ぐことができるか。暴力に対しては断固として戦うよりほか仕方がないということ、だれも教えたがらない。学校の先生は暴力をふるう子を断固制裁して、

暴力をつかえば見せしめを受けるということを教えてもらいたい。また、まわりの子供たちが、暴力に対して手をつかねていてはいけないんだということを教えてほしいわけでございます。それは現在の国際テロなどに対しても同じことで、ハイジャックで脅迫されれば、せつかく逮捕した犯人に身代金を渡して釈放するというのを、日本人は知りません。(拍手) 命あってのモノダネだ。一人の命は地球より重いと申します。しかし、実は一人の命も全体の利益のために犠牲にされるといふ場合があるのだということ認識しないとイケない。(拍手) 自由を守るといふのは大変なことなので、そのために犠牲を払うのもやむを得ないということ、肝に銘じる必要がある。ところが、今の憲法からは、そういうことが全然でてこないわけでございます。(拍手)

では、第二点の国内的に見ればどうなるか。ご承知のように、日本の財政は大変な状況になっていまして、これは戦後四十年間のみじめな失敗であった。歳入は四十二兆円位なのに、歳出は五十四兆円もある。その中で、国債償還と利払いに十一兆円いる。そのうえまた国債を発行する。全くの借金財政です。これを次代の国民のツケにすればいいと考えるのは、本当に問題ではないだろうか。そこで、国民が新しい政治のあり方、新しい日本の国家像について、さまざまな視点から議論をして、こうあるべきではないかという

ことについて、憲法改正の素案をどんどん出せばいいと、私は思うわけでございます。このように国民の意識を変えるためには、むろん政治的なリーダーシップも、マスコミの力も必要でございます。こうして、初めて憲法改正ができるのではないでしょう。(拍手)

竹花(司会) ありがとうございます。国際的にも、また国内的にも、わが国の憲法改正が求められているので、今日のが国の置かれている状況に、現行憲法はマッチしていいのではないかと、そういうお話だったかと思えます。

ご指摘の通り、現行憲法も歴史的な使命は果たしてきたわけ、この憲法の下で、わが国がここまで発展したことも事実だろうと思えます。ですから、頭からすべてを否定してしまおうと、多くの国民が拒否反応を示すことも考えられます。そうではなく、このままで繁栄しつつつけられると思ったら間違いで、こういう点が悪いから、そこを変えていきたいと思います。そういう改憲論もこれからは必要なんだなあと感じました。では、最後に勝田先生にお願いいたします。

勝田 まず、お手もとに渡っているはずのパンフレット、  
『今の憲法は、なぜ改正されなければならないのでしょうか』  
は非常によくできております。ここにはもっとも重要と思われる問題点がつくされていますから、どうかお読み下さいませように。さて、今の憲法が公布されました直後、アメリカ



は高校生が読んでも、すぐ外国製と分かるのに、国産品だ、日本製であるといつて提供されている。明らかに偽瞞にみちている。そんな憲法が永續するはずがない」と書いてお

ります。ところが、その憲法が四十年間も続いてしまったために、憲法によって拘束された国民心理の中で、いわゆる日本の常識は世界の非常識というような状況が、いろいろな所で生まれております。たとえば、GNPパーセント問題なども、それを見直そうとすると、自民党の元総理のかたが故障を言いたてたりなさる。自衛隊は弱ければ弱いほどいい、という議論はおかしい。あるいは、一パーセントだけは国が面倒をみるけれども、あとは皆さんめいめいでやって下さいというんでしょうかね。実に非常識です。靖国神社問題にしても、公式参拝すれば軍国主義になるというのだったら、関東大震災の犠牲者慰霊祭に都知事が毎年お詣りしているはずですから、これまた大震災がやってくるからやめてくれと騒がなきゃならんはずです。非核三原則にしてもそうで、とにかく一事が万事、非常識であり、そのよって来たところは、今の憲法によって生みだされた心理的ひずみだと、私はその

ように思っております。(拍手)

さて、では今日の憲法の基本的な性格は何かというと、これは戦勝国に対する日本の詫び証文だということですね。要するに、竹花先生が指摘される通りの占領基本法なんです。これはハッキリ認めないといけない。言葉を変えていえば、東京裁判の法律的表現と申しても過言ではありません。東京裁判では日本は侵略を共同謀議した犯罪国家であると言われ、日本民族はドイツ人と同様に好戦的民族である、つまり悪玉であるから、二度と戦力をもたせてはいけないというので、戦力は保持しないと第九条で誓約させられたわけです。さらに戦争に勝った連合国側はすべて善玉ですから、悪玉である日本は連合国の公正と信義に依頼して生存と安全を確保すべきである、というように憲法前文で謳われました。つまり、要するに日本悪玉論を下敷きにした、連合国に対する詫び証文であるということは否定できないと思います。そこから、教育の問題を考えてみましても、歴史の教科書を一べつすれば分かるように、日本の歴史を暗く暗く、悪く悪く描くということになります。社会科の教科書でも同じです。こういう教科書を読んで、いったい自分の国を愛するという気持ちが起きるものでしょうか？ 第一、愛国心は悪徳のように見做されているんですね。佐藤先生がおっしゃった教育の場における「いじめ」や「校内暴力」も、実は憲法第九条の問題と深いところがかかわっていると思います。力は悪であり、す

べては平和教育による話し合いであるという立場ですから、どんな暴力がまかり通っても、結局は見えないふりをするというのが、今日の教育の現状ではないでしょうか。憲法というのは、民法、商法などの他の法律とは違い、いわば国民の教科書なんです。そして非常に政治的な空気が漂っていますから、こういう憲法の下に四十年間もやってくれば、教育をはじめ、いろいろな分野に悪影響が出てきても不思議ではないと、私は考えております。(拍手)

次に申し上げたいのは、マーク・ゲインが言った通り、今の憲法は全く偽瞞にみちているということです。私はかつて憲法制定過程に関しての、帝国議会の膨大な議事録を勉強した時に、さまざまなことを考えさせられました。たとえば、議員の辛らつな質問に対して、吉田総理は「占領軍がわが国に対し、憲法を作れといつて圧力をかけてきたことは一切ございませぬ」というような答弁をしているんですね。それは明らかにウソです。偽瞞です。そして、そういう質問をした議員のほうも、ウソの答弁と知りながら表向きは了承したという格好で議事を進めざるを得なかった、というところに、どうしようもない、悲劇的な今日の憲法出生の秘密が透けて見えるわけです。吉田総理はやむを得ずウソをついたのです。共産党は野坂参三議員を代表に出して初めから徹底的に批判した。天皇制を許容している、私有財産を認めていると

共和国憲法」というものを決定いたしました。社会党はどうかといえ、さきほど宇野先生からお話のあった憲法前文が源氏物語の法律版であるという皮肉たっぷりな批判演説、あれは社会党代表議員が行ったものです。共産党も社会党も反対だったのですが、結果的には武力で押し付けられたということ、やむを得ず賛成したという経緯がございます。社会党はその後、左右に分裂し、さらに統一されましたが、統一後の昭和三十八年五月三日の社会新報に「社会主義の憲法を勝ちとる」と書いております。これが本音です。共産党も昭和四十九年五月二日の声明で、「やがて社会の進歩とともに、今日の憲法を進歩的に改正すべき段階が登場するであろう」と言っている。ずっと一貫して、今の憲法には反対しているのです。それにもかかわらず護憲、護憲とウソをついている。

(拍手) 吉田総理がウソ、偽瞞の家元だとすると、共産党、社会党は立派な名取りである。(拍手) マスコミに目を転じて、朝日新聞はどうか。憲法公布の翌日の社説には、「国民は常に注意深く憲法改正を考えていかねばならない」という意味のことが書かれております。昭和二十一年十一月四日の社説にそう書いた朝日新聞は、今日では護憲になります。といった何を書いているのか訳が分からない、これまたウソをついておる。政党、マスコミをふくめ、要するに護憲派というのは、今の占領憲法、日本弱体化の憲法を維持したほうが革命がやりやすい、というだけの話なのです。(拍手) この

ことは、しっかり認識しておかなくてははいけません。

もう一つだけふれさせていただきますと、私どもは憲法改正を主張しておりますけれど、戦前の日本に戻そうなどという気持ちは毛頭ないということで、この点に関しましては、岸先生はじめ皆様はすべて同意見であろうかと思えます。今の憲法は二重構造になっていて、占領憲法として日本弱体化の意図を持っている反面、自由と民主主義、基本的人権の尊重、議会制民主主義、平和外交の推進、いわゆる象徴天皇制など、私どもが維持していきたい事柄もございませう。こうした重要な柱を強化し、維持するために、また、右と左の全体主義勢力から自由と民主主義を守るために憲法改正をしたいと申しているわけで、真の意味ではわれわれこそ護憲派なのです。(拍手)

この点をしっかり考えて、野党やマスコミの一部の唱えている護憲というのは、実はウソっぱちなんだという理論武装をすべきであらうと思います。(拍手)

竹花(司会) 日本の常識は、実は世界の非常識だけれど、それを生み出したのは日本の憲法であり、東京裁判史観に立った現憲法は改める必要がある。それと野党の唱える護憲論の偽瞞についても、明快な指摘がございました。ありがとうございました。(拍手)

折角のシンポジウムですので、会場のほうからもひとつ、ご意見をうかがいたいと思います。挙手をお願いしましょう

竹花(司会) ありがとうございます。もう一人、お手があがったようですので、お願いしましょう。

青年 ただ今のお話をうかがうと、要するに今の憲法では、日本の国は守れないということですが、では、もし明日にでもソビエトが攻めてきたら、われわれ国民はどうしたらいいんですか? 憲法を改正するまで待つてくれといっても、相手は待つてくれないでしょうから。その時は憲法を無視して戦えといわれますか、それとも白旗を掲げ、赤旗をふって降伏しろといわれますか、どちらでしょう?(拍手)

竹花(司会) 勝田先生、いかがでしょう。

勝田 これは真剣な問いかけですね。そこで、昭和五十九年六月十八日付朝日新聞を見ますと、どこかの国が侵略してきたらどうするか、という世論調査が載っています。それによりますと、七十パーセントの国民が逃げる、あるいは降参すると答えております。学生に対する世論調査でもほぼ同じ結果が出ています。と、いうことは、今の憲法では結局のところ頼りにならないという意識が、実は深いところで漂っているということでしょうね。経済技術大国などといわれていい気になっていますが、日本という国の土台は、白アリに食い荒らされているといっているでしょう。今の憲法の重大な欠陥の一つは、いま指摘されたような緊急事態に対応する措置が全く見られないことです。かつて栗栖統幕議長が、まさかの時には超法規的手段をもって戦わなければいけない。自衛

か。(問) では、松沢さん、どうぞ。(拍手)

松沢啓陽(国を思う会) 本日はこの会を主催された岸先生から、「自分が生きていこうちに、ぜひ憲法改正を実現させて欲しい」というご発言がございました。われわれ憲法改正運動にたずさわっている者としては、全く居ても立ってもいられない思いです。そこで、事務局のほうでも、早急に具体的なスケジュールを樹てていただきたい。細川先生から「やる気がないから出来ないんだ」とのお話がございましたけれど、たしかにその通りです。国民の総意を結集していきまさんと、国会で三分の二の議席がとれませんし、また、国民の支持がなければ国会議員も動けません。本日かかげられた「生かせ、日本の心」というスローガンを、そのまま生かすことが大切だと思います。(拍手)

竹花(司会) もう一人、若いかたにご発言を。

青年 私は日大の学生です。最近の憲法学者や評論家を見ておきますと、ただ自分の主張を叫んでいるだけで、反対意見をもつ人と論争しようという姿勢が全くないようです。かつて美濃部達吉博士と上杉慎吉博士が猛烈な憲法論争をされたことを本で読んで、ますますその感を深くしております。そこで、パネラーの先生方も、憲法改正反対論の人たちと、テレビ、新聞、雑誌などを通して、ぜひ大いに論争をして頂きたい。それによって国民の意識も高まり、改憲の必要性が広く理解されると思います。(拍手)

官というのは、そういう辛い任務を負っているのだと言ったとたんに首を切られました。これが日本の現状です。これは今の憲法の欠陥の一つとして、真剣に訴えていこうではありませんか。(拍手)

竹花(司会) 佐藤先生にもお願いいたします。

佐藤 私は自衛隊が憲法違反だとは考えません。日本の国を日本人が守ることを、憲法が否定しているはずはないと思うからです。それなのに、防衛費はGNPのパーセントだとか、非核三原則にばかりにこだわっているから、こういう状況になっただけの話じゃないのでしょうか。(拍手)

細川 私からもひとつ。ソ連が侵略してきたら、具体的にどうしたらいいかということなら、これはもう何も出来ませんね。家で寝ているしかない。(笑)

竹花(司会) 岸ユキさんも、ひとこといかがでしょう。

岸 今日はいろいろ勉強させていただきました。一般の主婦たちは、憲法問題にはあまり興味をもっていないと思いますけれど、それだけに一人でも多く関心をもってもらおうよう、運動をひろめていかなければ……と思っております。(拍手)

竹花(司会) パネラーの先生方から、いろいろ問題提起をして頂きましたが、最後になって大きな問題が出てきました。予定時間もすでに過ぎ、このシンポジウムをゆっくり総括することができず残念ですが、皆様方がめいめい問題点について、お仲間うちで議論を深めて下さい。(拍手)

# 大会決議

一、天皇陛下御在位六十年の年にあたり、天皇・皇后両陛下の一層の御長寿・御健康をお祈り申し上げるとともに、現行憲法第一条（天皇の地位）を、日本の国柄に即するよう改めることを提案する。

一、我々は、時代と国情に合わない四十年前の現行憲法を見直し、「憲法を改めて時代を刷新しよう」とのスローガンのもと、自主憲法の早期実現を期す。

一、我々は、自由民主党が、昨年の新政綱領において「自主憲法制定は立憲以来の党是である」ことを再確認し、本年一月の党大会においても、「自主憲法制定」を運動方針・宣言・決議に掲げたのに従い、党が率先して、一大啓発運動に取り組むよう求める。

右決議する。

昭和六十一年五月三日

## 自主憲法制定国民大会

### 〈大会決議〉

司会者 次に、大会決議に入りたく存じます。では決議案の朗読を、大会実行委員の小泉政幸君にお願いいたします。

（上掲の大会決議文を、力強く読みあげる）

司会者 ただいま朗読いたしました決議案を、今大会の決議として採択することに、ご異議ありませんか。

（盛大な拍手）ありがとうございます。ありがとうございました。万雷の如き拍手をもって、大会決議はここに採択されました。

なお、この決議には自由民主党に対する要望も含まれておりますので、本日御出席の宇野宗佑幹事長代理から、のちほど自民党本部へご伝達いただきたいと思っております。（大拍手つづく）



### ●閉会の辞

決意も新たに  
改憲運動に精進しよう！

大会運営委員

廣瀬 榮一

本日は、岸会長をはじめ、ご参会の皆様のご熱意によりまして、実り多い大会となりました。まことにご同慶の至りと存じます。（拍手）

自主憲法の制定こそは、日本が真の独立国になるために、欠かすことのできない重大な事業であり、国民こそぞってその実現のために邁進すべきであると思っております。私どもは、この大会を機といたしまして、同志とともに自主憲法制定運動に精進し、日本のゆたかな明日をひらきたいと、決意を新たにしました次第でございます。（拍手）

簡単ではございますが、これももちまして閉会の辞とさせていただきます。

皆様、どうもありがとうございました。（大拍手）



### ●万歳三唱

自主憲法制定国民会議理事長  
自主憲法期成議員同盟常任理事

八木 一郎

万歳三唱の音頭をとれどのご指名でございます。満場の皆様のご起立をいただきまして、声高らかにご唱和のほどを、お願いいたします。

天皇陛下ご在位六十年奉祝、第十七回自主憲法制定国民大会、万歳…、万歳…、万歳…（割れんばかりの大拍手起こる）ありがとうございます。（拍手）

盛会 御礼

去る五月三日、千代田区公会堂において挙行されました「第十七回自主憲法制定国民大会」は、終始熱気溢れる満席の盛況裡に、無事終了いたしました。

これも、心ある皆様方の御熱意と御芳情によるものと、執行部・事務局一同、心より厚く御礼申し上げます。

なお、気運上昇の折柄、この運動に一層の御理解・御尽力を賜りますよう御願ひ申し上げます。

昭和六十一年六月吉日

主催 自主憲法制定国民会議

会長 岸 信 介

理事長 八 木 一 郎

世話人、役員一同

主催 自主憲法期成議員同盟

会長 岸 信 介

常任理事、役員一同

編集後記

▼五月三日は、生憎の雨の上、三連休の初日でもあり、参会者の出足が心配されましたが、開会のころになつてほぼ満席となり、改めて皆さんの熱意にふれた思いで、自主憲法制定への決意を新たにしました。

▼ところで、今年の大会は、ここ数年会場としていた明治神宮会館から、皇居に臨むお堀端の千代田区公会堂（九段下）に会場を移しました。その会場変更の事情を、簡単に記させていただきます。

▼本年は、五月三日が東京サミットの期間と重なりまして、管轄の警察署から、二千人収容の大会場である明治神宮会館では、警備人数の関係等により、多少問題があるかも知れないとの指導がありましたので、急遽別の適当な会場を捜しました。その結果、都心に近く、地下鉄の駅からも歩いて数分と交通の便のよい、

千代田区公会堂（千数百人収容）を会場とした次第です。

▼また、今年初めての試みとして、駒沢大学の竹花光範教授司会により、四名の講師によるシンポジウムを、大会の柱の一つといたしました。女優の岸ユキさん、評論家の細川隆一郎先生、弁護士佐藤欣子先生、そして京都大学教授勝田吉太郎先生と、それぞれ熱弁をふるわれ、その後、会場からの質問が次々とび出し、時間を大幅に延長する程に、盛り上がった大会でありました。（清原）

憲法 第十七回国民大会報告号

発行日 昭和六十一年六月三十日

編集 事務局長 清 原 淳 平

発行人 自主憲法制定国民会議

発行所 千104中央区八重洲2-6-1

北村ビル3F

電話 五〇二一五〇四一番

振替 東京六一二二八七九

定価 三百円（送料七十円）

・自主憲第808号 禁無断転載



天皇陛下御在位60年 奉祝  
憲法を改めて時代を刷新しよう  
いかせ 日本的心  
おこせ 改憲論議

- ▲配布書類の袋づめに汗を流す。
- ▶舞台装置の設営を打ち合わせる。
- ▼各部署に分かれて早朝から準備が始まる。





▲小泉実行委員が力強く決議文を朗読。

▼超満員の会場には熱気があふれる。



▲細川講師の発言に満場爆笑。八木理事長も思わずニコリ。



▲参会者もこもごも起って意見を述べ、シンポジウムは大成功。